

日本国際工科専門学校は 2023 年度の「高等教育の修学支援新制度」対象校です。2023 年度に入学される方は同制度を利用することが可能です。

### 【修学支援の内容】

制度による支援は、本校による授業料の減免と、日本学生支援機構による給付奨学金の支給の2種類です。

#### 1. 授業料の減免

本校が定める年間授業料(50 万円)および入学金(20 万円)について、次の区分により減免します。

区分	授業料減免額	授業料納付額	入学金減免額	入学金納付額
第Ⅰ区分	500,000 円	0 円	160,000 円	40,000 円
第Ⅱ区分	333,400 円	166,600 円	106,700 円	93,300 円
第Ⅲ区分	166,700 円	333,300 円	53,400 円	146,600 円

#### 2. 給付奨学金の支給

日本学生支援機構奨学金に申し込み採用されることで、次の区分により給付奨学金が支給されます。

区分	自宅通学		自宅外通学	
	月額	年額	月額	年額
第Ⅰ区分	38,300 円	459,600 円	75,800 円	909,600 円
第Ⅱ区分	25,600 円	307,200 円	50,600 円	607,200 円
第Ⅲ区分	12,800 円	153,600 円	25,300 円	303,600 円

### 【申請手続き】

「高等教育の修学支援新制度」の利用は、日本学生支援機構奨学金に申し込みをし、第Ⅰ～Ⅲ区分いずれかに認定された方が対象となります。

1. 高等学校在学中に日本学生支援機構奨学金に予約採用されている場合は、入学手続き時に申請書を提出し、入学後に進学届を提出することで適用されます。詳細は入学手続き書類にてご案内します。
2. 入学後に申請する場合は、入学後 3 ヶ月以内に日本学生支援機構奨学金の在学採用に応募してください。詳細は入学後にお知らせします。

### 【その他条件】

1. 本校が独自に実施する奨学制度(以下本校奨学制度)と併用する場合は、本校奨学制度により減免された後の授業料に対して「高等教育の修学支援新制度」による減免を適用します。その際、免除額の合計は授業料の年額を超えないものとします。

例：本校が実施する 2023 年度資格特待生 A と「高等教育の修学支援新制度」第Ⅰ区分を併用する場合、「高等教育の修学支援新制度」による学費免除は年額 25 万円までとなり、合計して年間 50 万円の免除となります。

2. 入学金の減免は入学年度の 4 月から採用されている場合にのみ適用されます。高等学校在学中に予約採用に決定しているか、入学後 3 ヶ月以内に在学採用に申し込み採用決定している必要があります。それ以後に申し込んだ場合には減免されませんのでご注意ください。
3. 年度ごとに条件を確認し、条件を満たさなくなった場合には適用種別の変更や廃止となります。